

観音寺市営住宅の概要

管理番号	団地名	建設年度	所在地	構造	主な間取	トイレ排水処理	浴槽	風呂釜給湯器	戸数	R8年度概算家賃(千円)	備考
1	見 卓 団 地	S25~29	琴浪町一丁目	木造平屋	2K	汲取	入居者設置	入居者設置	18	0.5~2.5	募集停止
2	一ノ谷 団 地	S32	古川町382番地2	木造平屋	-	汲取	入居者設置	入居者設置	3	1.3~2.7	募集停止
3	山 田 団 地	S30~32	柞田町乙2278番地	木造平屋 簡耐平屋	2K	汲取	入居者設置	入居者設置	25	0.8~3.7	募集停止
4	黒 河 団 地	S39~41	柞田町乙1943, 1983番地	木造平屋 簡耐平屋	2K	汲取	入居者設置	入居者設置	56	2.5~6.7	募集停止
		S42	柞田町乙1943番地	簡耐2階	3K	汲取	入居者設置	入居者設置	12	6.5~11.3	募集停止
5	三 谷 団 地	S44~48	池之尻町1206番地	簡耐平屋	2K	汲取	市設置	風呂釜市設置※シャワーは入居者	55	3.7~10.1	募集停止
		S44~48	池之尻町1206番地	簡耐2階	3K	汲取	市設置	風呂釜市設置※シャワーは入居者	30	8.2~13.9	募集停止
6	喜 下 団 地	S49~52	粟井町525番地	簡耐2階	3K	汲取	市設置	風呂釜市設置※シャワーは入居者	60	10.6~18.7	募集停止
		S49~52	粟井町525番地	簡耐平屋	2K	汲取	市設置	風呂釜市設置※シャワーは入居者	40	6.0~14.1	募集停止
7	下 津 団 地	S54	南町二丁目1番	耐火3階	3DK	水洗 公共下水	入居者設置	風呂釜入居者設置	18	11.9~23.3	1棟
		S55~56	南町二丁目1番	耐火4階	3DK	水洗 公共下水	入居者設置	バランス釜入居者設置	40	12.4~25.0	2.3棟
		S56	南町二丁目1番	簡耐2階	3DK	水洗 公共下水	入居者設置	バランス釜入居者設置	6	13.4~26.3	4.5棟 募集停止
8	池 之 尻 団 地	S59	池之尻町152番地4	耐火2階	3DK	水洗 合併浄化槽	入居者設置	バランス釜入居者設置	14	15.9~31.3	
9	東 丸 山 団 地	S58~62	室本町718番地1	耐火4階	3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	バランス釜入居者設置	96	14.1~31.3	1.2.3.4棟
		S61	室本町718番地1	耐火3階	3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	バランス釜入居者設置	12	15.9~31.3	5棟
10	高 屋 団 地	H2	高屋町50番地	耐火3階	3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	バランス釜入居者設置	12	17.2~33.8	1棟
		H2~3	高屋町50番地	耐火4階	3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	バランス釜入居者設置	48	16.2~32.3	2.3棟
11	明 星 団 地	H4	観音寺町甲1011番地11	耐火3階	3DK	水洗 単独浄化槽	市設置	バランス釜市設置※シャワーは入居者	6	16.7~32.7	
12	大 池 団 地	H5	柞田町甲1330番地	耐火3階	2DK 3DK	水洗 公共下水	市設置	給湯器入居者設置	15	14.8~36.1	
13	大 鞆 西 団 地 (市営駐車場有)	H10~14	大野原町大野原6303番地	耐火2階	1LDK 2DK 3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	給湯器市設置	38	11.8~37.1	
		H10~12	大野原町大野原6303番地	耐火2階	3DK 3LDK	水洗 合併浄化槽	市設置	給湯器市設置	12	32.1~58.9	特公賃
14	緑ヶ丘 団 地	S36	豊浜町和田浜1121番地5	木造平屋	2DK	汲取	入居者設置	入居者設置	4	1.8~3.7	募集停止
15	荒 神 面 団 地	S42	豊浜町和田甲1番地	木造平屋	2DK	汲取	入居者設置	入居者設置	4	2.8~5.6	募集停止
16	朝 日 ヶ 丘 団 地	S43	豊浜町和田浜1109番地	木造平屋	2DK	汲取	入居者設置	入居者設置	12	2.9~5.8	募集停止
17	東 浜 団 地	S50~54	豊浜町姫浜325番地9	簡耐2階	3DK	水洗 合併浄化槽	入居者設置	バランス釜入居者設置	25	9.9~20.9	募集停止
18	宮 の 後 団 地	S56	豊浜町和田浜1548番地1	簡耐2階	3DK	水洗 合併浄化槽	入居者設置	バランス釜入居者設置	2	12.8~25.1	募集停止
		S57	豊浜町和田浜1548番地1	簡耐2階	3DK	水洗 合併浄化槽	入居者設置	バランス釜入居者設置	2	13.0~25.5	募集停止
		S56~60	豊浜町和田浜1548番地1	耐火2階	3DK	水洗 合併浄化槽	入居者設置	バランス釜入居者設置	6	13.2~26.7	
19	中 の 町 団 地	H1	豊浜町和田浜1551番地2	耐火3階	2DK 3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	バランス釜入居者設置	18	12.4~34.3	
20	道 溝 団 地 (市営駐車場有)	H9	豊浜町和田甲1192番地1	耐火3階	2DK 3DK	水洗 合併浄化槽	市設置	給湯器入居者設置	16	15.2~36.1	
		H9	豊浜町和田甲1192番地1	耐火3階	2LDK	水洗 合併浄化槽	市設置	給湯器入居者設置	8	34.8~54.2	特公賃

(注) 募集のない団地も含んでいます。

市営住宅への入居資格

- 1 市内に住所または、勤務場所を有すること
- 2 申込者が成人であること
- 3 現に入居し、または同居しようとする親族(入居決定日より、2か月以内に婚姻届を提出できる人を含む)がある者であること
 - ・後日、婚姻が確認できる書類(住民票等)を御提出ください。
(御提出がない場合は、入居許可を取り消します。)
 - ・単身で入居を希望される方は、「単身入居条件(P4)」を満たす必要があります。
- 4 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること
- 5 所得が所定の基準に該当する者であること
 - 申込者と同居親族全員の所得を合算して、各種控除額(P6)を差し引いた額を12で割った月収額が、次の基準に該当していることが必要です。
 - ・原則階層世帯の場合・・・158,000円以下
 - ・裁量階層世帯の場合・・・214,000円以下
 - ・特定公共賃貸住宅の場合・・・158,000円を超え487,000円以下
- 6 市税、市営住宅の住宅使用料(家賃)、駐車場使用料を滞納していない者であること
- 7 申込者と同居親族が暴力団でないこと

※ 次の方は申し込みできません。

- ・現に申込者本人又は同居しようとする者名義の持家を所有している方
- ・現に県営住宅、市町営住宅等にお住まいで名義人の方
- ・家族を不自然に分離(夫婦の別居や父母の別居等)又は、集合(他に扶養すべき方がいる親族との同居等)した方

市営住宅申し込みに必要な書類

【受付期間中に下記の書類をそろえ、市役所都市整備課住宅係又は支所市民係へ御持参願います。】

＜提示・記入していただくもの＞

1 個人番号カード又は個人番号通知カード及び運転免許証等

2 連帯保証人予定者の氏名と住所

＜必ず提出していただく書類＞

1 入居申込書

2 誓約書・同意書

3 住民票（本人及び同居親族全員の住民票で、続柄・世帯主が記載されたもの）

4 所得課税証明書（世帯全員分…学生、子どもを除く）

1月1日時点で居住していた住所地の市役所税務課等で発行されます。

前年の所得課税証明書が発行されない時期（およそ1月～5月）に申し込み時は、給与所得者の場合は前年の源泉徴収票と前々年の所得課税証明書、自営業者等の場合は確定申告書（控）と前々年所得課税証明書が必要です。また、無収入の方も必要です。

5 市税の完納証明書（世帯全員分…学生、子どもを除く）

6 現住所見取り図（現住所周辺の地図をわかりやすく記入してください。）

※個人番号の提示により、上記3、4については証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができます。

＜該当する方に提出していただく書類＞

・婚約証明書（婚約での申し込みの方は必要です。）

・在職証明書（市外でお住まいの方はお勤め先で証明していただってください。）

・離婚予定の方は離婚調停中、協議中であることがわかる書類（裁判所等の公的機関の証明が必要です。）

・単身入居の入居資格認定のための申立書（単身で申し込みの方は必要です。）

・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し（該当する方は必要です。）

・給与明細書（本年中に就職又は転職した方は必要です。）

・退職証明書又は雇用保険の離職票（本年中に退職し、現在まで無職の方は必要です。）

・家賃証明書（現在住んでいる借家等の家賃が負担となっていることが理由で申し込みの方は賃貸借契約書等の月額家賃がわかる書類の写しが必要です。）

・生活保護受給証明書（生活保護受給者の方は必要です。）

・立退き証明書（正当な理由により立退きを求められていることが理由で申し込みの方は、そのことが分かる書類の提出が必要です。自己の責めに帰すべき事由による場合は申し込みできません。）

・地方税関係情報取得に関する同意書（1月1日時点で観音寺市に居住していない方のみ対象）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会する場合のみ必要となります。

※上記以外にも、世帯の状況により必要とする書類を提出していただく場合があります。

観音寺市建設部都市整備課 住宅係 ☎ 0875-23-3955

単身で入居する場合の条件

単身で申し込みされる方は、一般世帯の入居要件を満たし、かつ、次のいずれかの条件に該当する方です。ただし、常時介護が必要な方が居宅において常時介護を受けることができない、又は、受けることが困難であると認められる方は除きます。

※必要がある場合は、福祉事務所等に意見を求めることがあります。

1 60歳以上の方

2 障害者の方

- ・身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方
- ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1～3級）の方
- ・知的障害者（療育手帳(A)A(B)B）の方

3 戦傷病者の方

- ・戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は同法別表第1号表の3の第1項症）の交付を受けている方

4 原子爆弾被爆者の方

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

5 生活保護受給者の方

- ・生活保護法による被保護者

6 引揚者の方

- ・海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明する方）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

7 ハンセン病療養所入所者等の方

- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等

8 配偶者からの暴力被害者の方

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護又は第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

原則階層世帯・裁量階層世帯とは

『原則階層世帯』とは

- 1 一般世帯のことです。

『裁量階層世帯』とは

- 1 60歳以上の方と児童世帯

・申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方の世帯

- 2 身体障害者世帯

・申込者または同居者に身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方のいる世帯

- 3 戦傷病者世帯

・戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は同法別表第1号表の3の第1項症）の交付を受けている方のいる世帯

- 4 原子爆弾被爆者世帯

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

- 5 引揚者世帯

・海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明する方）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯

- 6 精神障害者世帯

・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1、2級程度）の方のいる世帯

- 7 ハンセン病療養所入所者等世帯

・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯

- 8 知的障害者世帯

・6の精神障害者世帯に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者の方のいる世帯

- 9 小学校就学の始期に達するまでの方の世帯

・同居者に小学校の始期に達するまでの方がいる世帯

所得金額から差し引く各種控除

控 除 名 称		控 除 対 象 者	控 除 額
所得控除	住宅調整額	申込者本人及び同居親族で過去一年間において給与所得や公的年金等の雑所得を有する方	1人につき10万円 (所得が10万円未満の方はその所得金額)
一般控除	同居者控除	申し込み家族のうち申込者以外の方	1人につき38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象者として認められている方	1人につき38万円
特別控除	老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき10万円
	老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき10万円
	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
	障害者控除 (特別障害者)	申込者又は一般控除対象の者で、心身障害等により手帳等を交付されている方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)A、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症など)	1人につき27万円 (1人につき40万円)
	ひとり親控除	婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が不明な方で、次の要件をすべて満たす方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ②生計を一にする子がいること(子の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る) ③合計所得金額が500万円以下であること	1人につきその人の所得から35万円 (所得が35万円未満の方はその所得金額)
	寡婦控除	ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方 ③納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	1人につきその人の所得から27万円 (所得が27万円未満の方はその所得金額)

特定公共賃貸住宅とは

特定公共賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設・供給する住宅ですが、収入要件を公営住宅の場合より上に設定した中堅所得者を対象とした住宅です。

観音寺市の特定公共賃貸住宅は以下のとおりです。

団地名	所在地	戸数 (公営)	建設 年度	構 造	備 考
大鞘西団地	大野原町 大鞘	12 (38)	H10～	耐火2階	駐車場有
道溝団地	豊浜町 道溝	8 (16)	H9	耐火3階	駐車場有
合 計		20 (54)			

この住宅に入居するには、所得が次の要件に該当する者であること。

※申込者と同居親族全員の所得を合算して諸控除額を差し引いた月収額が

158,000円を超え487,000円以下

申請から入居までの流れ

1 入居申込書の提出

住宅入居申込書等を御提出ください。なお、書類等に不備があれば受理できませんので御注意ください。入居申込書等は、都市整備課住宅係または支所市民係まで御持参ください。

希望団地（1団地に限る）を必ず御記入ください。また、日中に必ず御連絡の取れる連絡先を御記入ください。

抽選会の案内文書の送付先が、申込書の住所と異なる場合は、その旨申し出てください。

※入居申込書提出と同時に「市営住宅 入居申込 確認表」へ連帯保証人予定者の氏名と住所を記入してください。

2 入居資格審査

御提出いただいた書類に基づき入居資格を審査します。

書類審査により入居資格がないと判断された場合は、公開抽選会に参加できません。

なお、書類等の審査は「観音寺市営住宅運営委員会」において行います。

☆入居資格のある方には、公開抽選会の日時と場所を郵送にて通知します。

届いた案内文書を御持参のうえ、公開抽選会に御出席ください。

欠席された場合は、棄権とみなします。

3 抽選方法

抽選は、団地ごとに行います。

入居を希望する団地に複数の方が応募された場合、公開抽選を行い、入居順位を決定します。

☆同一団地で募集戸数が複数の場合、入居申込者数が募集戸数と同数以下の場合でも公開抽選により入居順位を決定します。

☆公開抽選は、抽選会の受付順位により、本抽選を引く順位を決定するくじを行い、その順位により入居順位を決定するくじを行います。

☆部屋の御確認は、公開抽選に引き続き行います。

※各団地の入居順位の上位の方より、部屋の御確認をしていただき、入居する部屋を決めていただきます。次点以降の方は自分の順番が来るまで御待ちください。

4 入居

3の公開抽選の結果、入居予定者となられた方は、部屋の御確認後、請書の御提出、敷金の御納付など、入居契約手続きをしていただいた後、鍵をお渡しして入居となります。

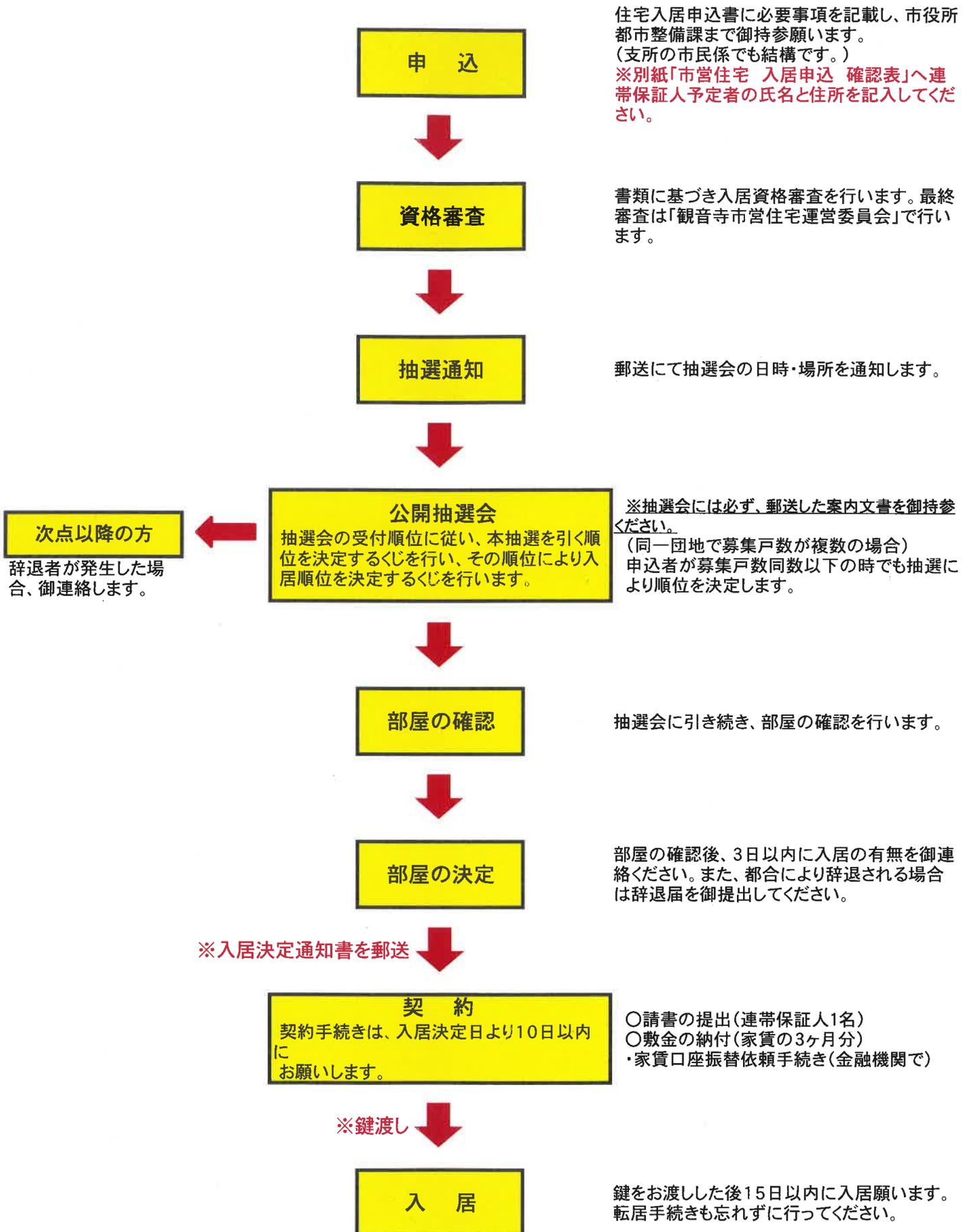
○請書の提出：入居者の実印を押捺し印鑑証明書を添付してください。

市内在住の連帯保証人1名の実印押捺、印鑑証明書の添付が必要です。

○敷金の納付：入居時家賃の3か月分を請書提出時に納付してください。

※都合により入居を辞退される場合は、辞退届を御提出ください。

申込から入居まで(フロー図)



市営住宅の公立学校区

団地名		幼稚園	保育所(園)	認定こども園	小学校	中学校
しもつ 下津	南町二丁目	—	あわい 粟井保育所 いぶき 伊吹保育所	かんおんじ 観音寺こども園 おおのほら 大野原こども園 とよはま 豊浜こども園	かんおんじ 観音寺	かんおんじ 観音寺
ひがしまるやま 東丸山	室本町東丸山	—			たかむろ 高室	
たかや 高屋	高屋町岡東	—			とよた 豊田	みとよ 三豊
いけのしり 池之尻	池之尻町石田	かんおんじちゅうおう 観音寺中央			くにた 柞田	ちゅうぶ 中部
おおいけ 大池	柞田町下出				おおのほら 大野原	おおのほら 大野原
おおざやし 大翰西	大野原町大野原	—			とよはま 豊浜	とよはま 豊浜
みやご 宮の後	豊浜町和田浜	—				
なかちょう 中の町		—				
みちみぞ 道溝	豊浜町和田	—				

観音寺市建設部都市整備課 住宅係 ☎0875-23-3955